

令和6年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案

令和6年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例)	
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第6号))	
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第1号	いなべ市副市長の選任につき同意を求めることについて	
同意 第2号	いなべ市教育長の任命につき同意を求めることについて	
同意 第3号	いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	
議案 第1号	いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第2号	いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について	

令和6年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案第3号	いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第4号	いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第5号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第6号	いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第7号	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第8号	いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第9号	いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第10号	いなべ市教育研究所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第11号	いなべ市史編さん委員会条例の制定について	
議案第12号	いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

令和6年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第13号	財産の無償譲渡について（いなべ市社会福祉協議会への譲渡）	
議案 第14号	財産の減額貸付けの変更について（株式会社温泉道場への減額貸付け）	
議案 第15号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第16号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第17号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第18号	三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について	
議案 第19号	令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第7号）	
議案 第20号	令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案 第21号	令和5年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
議案 第22号	令和6年度いなべ市一般会計予算	

令和6年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第23号	令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計予算	
議案 第24号	令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算	
議案 第25号	令和6年度いなべ市介護保険特別会計予算	
議案 第26号	令和6年度いなべ市水道事業会計予算	
議案 第27号	令和6年度いなべ市下水道事業会計予算	
	以下余白	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

処分理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）が公布され、本籍地以外の市区町村での戸籍証明書等の交付、新たに開始される戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行並びに届書等情報内容の閲覧及び証明書の交付に係る手数料の標準が定められ、これらの規定が令和 6 年 3 月 1 日に施行されることに伴い、いなべ市手数料徴収条例について、専決処分により所要の改正を行った。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月17日

いなべ市長 日 沖 靖

いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例

いなべ市手数料徴収条例（平成15年いなべ市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第7号から第55号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「閲覧手数料」を「閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改め、「手数料 書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項中第4号を第5号とし、同項第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸

籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 手数料 戸籍電子証明書
提供用識別符号 1 件につき 400円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第6号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

いなべ市長 日 沖 靖

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町平塚

氏 名 牧 月美

生年月日

任 期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10名のうち、牧月美委員が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町大泉新田

氏 名 伊藤 史子

生年月日

任 期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10名のうち、伊藤史子委員が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町日内

氏 名 中村 州宏

生年月日

任 期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10名のうち、畑中初子委員が令和6年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員として中村州宏氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第1号

いなべ市副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者をいなべ市副市長としたいから、その選任について議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町東村

氏 名 山下 正史

生年月日

任 期 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

岡正光副市長が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、山下正史氏を副市長として選任しようとするものである。副市長の選任については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号

いなべ市教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者をいなべ市教育長としたいから、その任命について議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県四日市市伊坂台

氏 名 小川 専哉

生年月日

任 期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

小川専哉教育長が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育長として任命しようとするものである。教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第3号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意
を求めることについて

次の者をいなべ市固定資産評価審査委員会の委員としたいから、その
選任について議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町上笠田 [REDACTED]

氏 名 太田 みよ子

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員3人のうち、太田みよ子委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任しようとするものである。固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）が公布され、個人番号の利用及び情報連携に係る規定が見直されたことに伴い、いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年いなべ市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び番号法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 6 号を次のように改める。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

議案第 2 号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

市税に係る督促状の発送期限を納期限後 3 0 日以内と定めるため、いなべ市税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市税条例の一部を改正する条例

いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第21条及び第22条を次のように改める。

（督促）

第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、市長は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

第22条 削除

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号

いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

消防団活動の充実を図る観点から、市職員の消防団活動について職務に専念する義務を免除できるものとして明らかにするため、いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員等の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 消防団員として消防団活動に従事する場合

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年いなべ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当及び」を「期末手当、勤勉手当及び」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第32条を第34条とし、第27条から第31条までを2条ずつ繰り下げる。

第26条第1項中「第20条から第22条まで」を「第21条から第23条まで」に改め、同項第1号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項第2号中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第25条を第27条とし、第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）について準用する。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第4項中「第24条第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

第23条中「第27条」を「第29条」に、「第20条」を「第21条」に改め、同条を第24条とする。

第22条第2項中「第26条」を「第28条」に改め、同条を第23条とする。

第21条第2項中「第26条」を「第28条」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第26条」を「第28条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とする。

第18条中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条 給与条例第27条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市職員の育児休業等に関する条例(平成15年いなべ市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第16条中「含む。」の次に「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を加え、同条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
---------	---------------	------------

第16条の表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項の項中「育児休業条例」を「いなべ市職員の育児休業等に関する条例(平成15年いなべ市条例第30号)」に改める。

第18条の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
---------	---------------	---------

第18条の表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項の項中「育児休業条例」を「いなべ市職員の育児休業等に関する条例(平成15年いなべ市条例第30号)」に改める。

附則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

(給与条例附則第7項の規定が適用される短時間勤務職員に関する読替え)

5 短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは「)に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第3条 いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

議案第 5 号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

三重県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率を改めるため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.49」を「100分の7.27」に改める。

第4条中「24,700円」を「25,200円」に改める。

第5条第1号中「13,000円」を「13,200円」に改め、同条第2号中「6,500円」を「6,600円」に改め、同条第3号中「9,750円」を「9,900円」に改める。

第6条中「100分の3.15」を「100分の3.20」に改める。

第7条中「10,100円」を「10,800円」に改める。

第8条第1号中「5,300円」を「5,700円」に改め、同条第2号中「2,650円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「3,975円」を「4,275円」に改める。

第9条中「100分の2.47」を「100分の2.70」に改める。

第10条中「9,600円」を「10,500円」に改める。

第11条中「3,800円」を「4,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,290円」を「17,640円」に改め、同号イ(ア)中「9,100円」を「9,240円」に改め、同号イ(イ)中「4,550円」を「4,620円」に改め、同号イ(ウ)中「6,825円」を「6,930円」に改め、同号ウ中「7,070円」を「7,560円」に改め、同号エ(ア)中「3,710円」を「3,990円」に改め、同号エ(イ)中「1,855円」を「1,995円」に改め、同号エ(ウ)中「2,783円」を「2,993円」に改め、同号オ中「6,720円」を「7,350円」に改め、同号カ中「2,660円」を「2,870円」に改め、同項第2号ア中「12,350円」を「12,600円」に改め、同号イ(ア)中「6,500円」を「6,600円」に改め、同号イ(イ)中「3,250円」を「3,300円」に改め、同号イ(ウ)中「4,875円」を「4,950円」に改め、同号ウ中「5,050円」を「5,400円」に改め、同号エ(ア)中「2,650円」を「2,850円」に改め、同号エ(イ)中「1,325円」を「1,425円」に改め、同号エ(ウ)中「1,988円」を「2,138円」に改め、同号オ中「4,800円」を「5,250円」に改め、同号カ中「1,900円」を「2,050円」に改め、同項第3号ア中「4,940円」を「5,040円」に改め、同号イ(ア)中「2,600円」を「2,640円」に改め、同号イ(イ)中「1,300円」を「1,320円」に改め、同号イ(ウ)中「1,950円」を「1,980円」に改め、同号ウ中「2,020円」を「2,160円」に改め、同号エ(ア)中「1,060円」を「1,140円」に改め、同号エ(イ)中「530円」を「570円」に改め、同号エ(ウ)中「795円」を「855円」に改め、同号オ中「1,920円」を「2,100円」に改め、同号カ中「760円」を「820円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,705円」を「3,780円」に改め、同号イ中「6,175円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「9,880円」を「10,080円」に改め、同号エ中「12,350円」を「12,600円」に改め、同項第2号ア中「1,515円」を「1,620円」に改め、同号イ中「2,525円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「4,040円」を「4,320円」に改め、同号エ中「5,050円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市立ほくせい保育園を民営化するとともに、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）附則第2条の規定に基づく、保護者の就労時間に係る経過措置の終了に伴い、市立保育所を認定こども園へ移行させるため、いなべ市立保育所条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例

いなべ市立保育所条例（平成 15 年いなべ市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する保育所は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき三重県知事の認定を受けた保育所型認定こども園とする。

第 3 条の見出し中「範囲」を「資格」に改め、同条第 1 項中「法第 24 条第 1 項に規定する児童（以下「保育を必要とする児童」という。）とする」を「次に掲げる児童とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）

第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

- (2) 支援法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

- (3) 支援法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

第 3 条第 2 項中「保育を必要とする児童」を「前項各号の児童」に、「保育を必要とする児童以外の児童を」を「前項各号の児童以外の児童（以下「私的契約児」という。）を市長が別に定めるところにより」に改める。

第 4 条第 1 項中「保育を必要とする児童について」を削り、「保育所への入所を希望する保護者」を「保育所に児童の入所を希望する保護者」に改め、同条第 2 項中「市長は、」の次に「前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する児童の保護者から」を加え、同条第 3 項中「児童について」を「ときは、」に改め、同項第 2 号中「において保育する」を「を利用する」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 定員に余裕がないとき。

第 4 条第 4 項を削る。

第 5 条の見出しを「利用の解除」に改め、同条中「第 3 条第 2 項の規定により入所した児童（以下「私的契約児」という。）にあっては、第 2 号から第 5 号まで）」を削り、「入所の承諾を取り消し、退所させること」を「保育の利用を解除すること」に改め、同条第 3 号中「保育を受けた実績」を「保育所の利用実績」に改め、同条第 5 号中「当該児童を保育所において保育する」を「保育所を利用する」に改める。

第 6 条の見出し中「保育」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「保育を停止」を「保育所の利用を停止」に改め、同条第 2 号中「において保育すること」を「を利用すること」に改める。

第 7 条の見出し中「保育料及び時間外保育料」を「利用者負担額、時間外保育料及び預かり保育料」に改め、同条第 1 項中「保育料」を「保育料（以下「利用者負担額」という。）」に、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」を「支援法」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「、第 1 項の保育料のほか」を削り、

「児童(私的契約児を除く。)」を「第3条第1項第2号及び第3号に規定する児童」に、「子ども・子育て支援法」を「支援法」に改め、「30分当たり100円を超えない範囲内において」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、保育所に入所している第3条第1項第1号に規定する児童であって、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業(以下「預かり保育事業」という。)を利用する保護者から預かり保育料として、規則で定める額を徴収する。

第8条の見出し中「保育料及び時間外保育料」を「利用者負担額、時間外保育料及び預かり保育料」に改め、同条中「保育料及び時間外保育料」を「利用者負担額、時間外保育料及び預かり保育料」に改める。

別表いなべ市立ほくせい保育園の項を削り、同表中「いなべ市立治田保育園」を「いなべ市立治田こども園」に、「いなべ市立員弁東保育園」を「いなべ市立員弁東こども園」に、「いなべ市立笠間保育園」を「いなべ市立笠間こども園」に、「いなべ市立ふじわら保育園」を「いなべ市立ふじわらこども園」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 入園に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる施設に在籍しており、施行日において支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童である者は、施行日においてそれぞれ同表右欄に掲げる施設に入所したものとみなす。ただし、同表右欄に掲げる施設への入所を希望しない者については、この限りでない。

いなべ市立治田保育園	いなべ市立治田こども園
いなべ市立員弁東保育園	いなべ市立員弁東こども園
いなべ市立笠間保育園	いなべ市立笠間こども園
いなべ市立ふじわら保育園	いなべ市立ふじわらこども園

議案第7号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、アナログ規制を改めるなどするため、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「(特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を、「教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 3 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの間における介護保険料を多段階化し、及び第 9 期介護保険事業計画に基づき介護保険料額を定めるため、いなべ市介護保険条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案の提出する理由である。

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例

いなべ市介護保険条例（平成16年いなべ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,303円」を「33,035円」に改め、同項第2号中「47,193円」を「49,734円」に改め、同項第3号中「54,454円」を「50,097円」に改め、同項第6号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号イ中「又は第11条イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号イ及び第9号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「128,874円」を「130,689円」に改め、同号ア中「570万円」を「470万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「137,950円」を「141,580円」に改め、同号ア中「760万円」を「570万円」に改め、同号イ中「令第39条第1項第1号イ(2)」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「145,210円」を「174,252円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 152,471円

ア 合計所得金額が660万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(2)又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 163,361円

ア 合計所得金額が760万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(2)に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,782円」を「20,692円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,782円」を「20,692円」に、「36,303円」を「35,213円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,782円」を「20,692円」に、「50,824円」を「49,734円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この条例による改正後のいなべ市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第9号

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年いなべ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「、当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該」の次に「指定」を加え、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間」を「当該指定夜間」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関

の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
- (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「第4項まで」の次に「及び第106条の2」を加える。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(いなべ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 いなべ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年いなべ市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条」を「第44条」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を

同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同

条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

(いなべ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 いなべ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年いなべ市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支

援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(いなべ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 いなべ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年いなべ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数

に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号の2中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第26号中「規定により、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後のいなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新しいいなべ市指定地域密着型サービス基準条例」という。)第34第3項(新しいいなべ市指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の

20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後のいなべ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新しいいなべ市指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新しいいなべ市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後のいなべ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新しいいなべ市指定介護予防支援等基準条例」という。)第23条第3項(新しいいなべ市指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後のいなべ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新しいいなべ市指定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条第3項(新しいいなべ市指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新しいいなべ市指定地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新しいいなべ市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新しいいなべ市指定地域密着型サービス基準条例第106条の2(新しいいなべ市指定地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)及び新しいいなべ市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2(新しいいなべ市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新しいいなべ市指定地域密着

型サービス基準条例第172条第1項（新しいなべ市指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第10号

いなべ市教育研究所の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市教育研究所の設置に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市教育研究所の事業内容を充実させるとともに組織の名称を変更するため、いなべ市教育研究所の設置に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市教育研究所の設置に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市教育研究所の設置に関する条例（平成18年いなべ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いなべ市教育総合研究所条例

第1条中「いなべ市教育研究所（以下「教育研究所」という。）」を「いなべ市教育総合研究所（以下「研究所」という。）」に改める。

第2条中「教育研究所の名称」を「研究所の名称」に、「いなべ市教育研究所」を「いなべ市教育総合研究所」に改める。

第3条中「教育研究所」を「研究所」に改め、同条第1号中「教育」を「教育（保育における教育を含む。以下この条例において同じ。）」に改め、同条第2号中「教職員」を「教職員及び保育士」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 学校及び保育所（保育における教育に関する事項に限る。）の支援に関すること。

(5) 家庭及び地域の教育に関すること。

第4条中「教育研究所」を「研究所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

いなべ市史編さん委員会条例の制定について

いなべ市史編さん委員会条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市史の編さんを推進するに当たり、市史編さんの基本方針等を調査審議するいなべ市史編さん委員会を設置するため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 いなべ市史の編さんの基本方針等について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、いなべ市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 市史の編さんの刊行に関すること。
- (3) その他市史の編さんに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育、文化、産業、地域振興等に関係する団体又は機関の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、任期中であってもその委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市史編さん担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第 1 2 号

いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

農業集落排水処理施設の老朽化に伴う維持管理費増加の抑制を図るため、東貝野地区及び貝野川右岸地区の農業集落排水を公共下水道へ接続することとし、これに伴い農業集落排水事業の経営の規模に変更が生じることから、いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成 15 年いなべ市条例第 134 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

給水区域	給水人口 (人)	1 日最大給水量 (立方メートル)
いなべ市の区域内	46,500	28,040

別表第 3 中

処理施設の名 称	処理施設の 位置	計画処理区域	計画処理 人口	計画 1 日平均 処理水量 人 立方メートル
東貝野地区処 理施設	東貝野 2797 番地	東貝野の一部	590	160
貝野川右岸地 区処理施設	飯倉 626 番 地	西貝野の一部及 び飯倉の一部	420	114

を

処理施設の名 称	処理施設の 位置	計画処理区域	計画処理 人口 (人)	計画 1 日平均 処理水量 (立 法メートル)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

財産の無償譲渡について

(社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会への無償譲渡)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市北勢町阿下喜字下北田 3 8 5 1 番地

種 別 建物（いなべ市立ほくせい保育園）

細 目 木造（一部 鉄筋コンクリート造・鉄骨造）平屋建

延床面積 1 8 5 8 . 2 7 m²

2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜 2 6 2 4 番地 2

名 称 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会

代表者 会長 日沖 靖

提案理由

いなべ市立ほくせい保育園の効率的な運営を図るため、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会に建物を無償で譲渡するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図



議案第14号

財産の減額貸付けの変更について (株式会社温泉道場への減額貸付け)

財産の減額貸付け（株式会社温泉道場への減額貸付け）（令和4年3月25日議決）を次のように変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 財産（土地）の表示

変更前

所 在 いなべ市北勢町阿下喜788番 外37筆

種 別 土地

細 目 9,859.68㎡（合計）

変更後

所 在 いなべ市北勢町阿下喜788番 外38筆

種 別 土地

細 目 13,688.68㎡（合計）

2 財産（建物）の表示

変更前

所 在 いなべ市阿下喜温泉788番地

種 別 建物（いなべ市阿下喜温泉）

細 目 鉄筋コンクリート造1階建 延床面積 2,254.22㎡

変更後

所 在 いなべ市阿下喜温泉 7 8 8 番地
種 別 建物（いなべ市阿下喜温泉）
細 目 鉄筋コンクリート造 1 階建 延床面積 2, 2 5 4. 2 3 m²
細 目 木造 1 階建 7 棟 延床面積 1 6 6. 6 2 m²

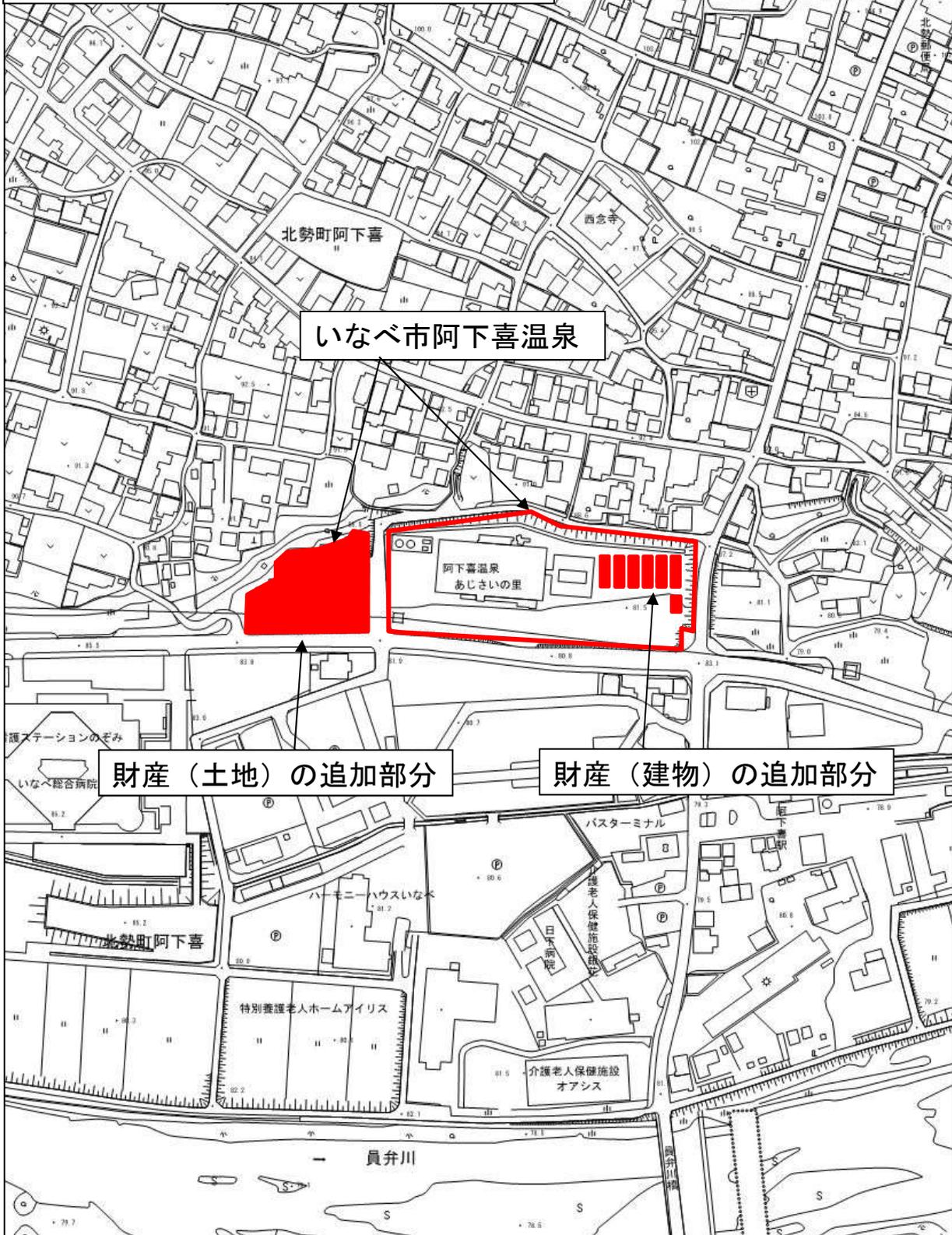
提案理由

株式会社温泉道場へ減額貸付けする財産について、いなべ市阿下喜温泉に増築した宿泊棟及び来客用駐車場を拡張するための敷地を追加することにより、貸し付けしようとする財産に変更が生じたため、財産を減額して貸付けするについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図

いなべ市阿下喜温泉
付近見取図 (A 4 縮尺 1 : 25, 000)



議案第15号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

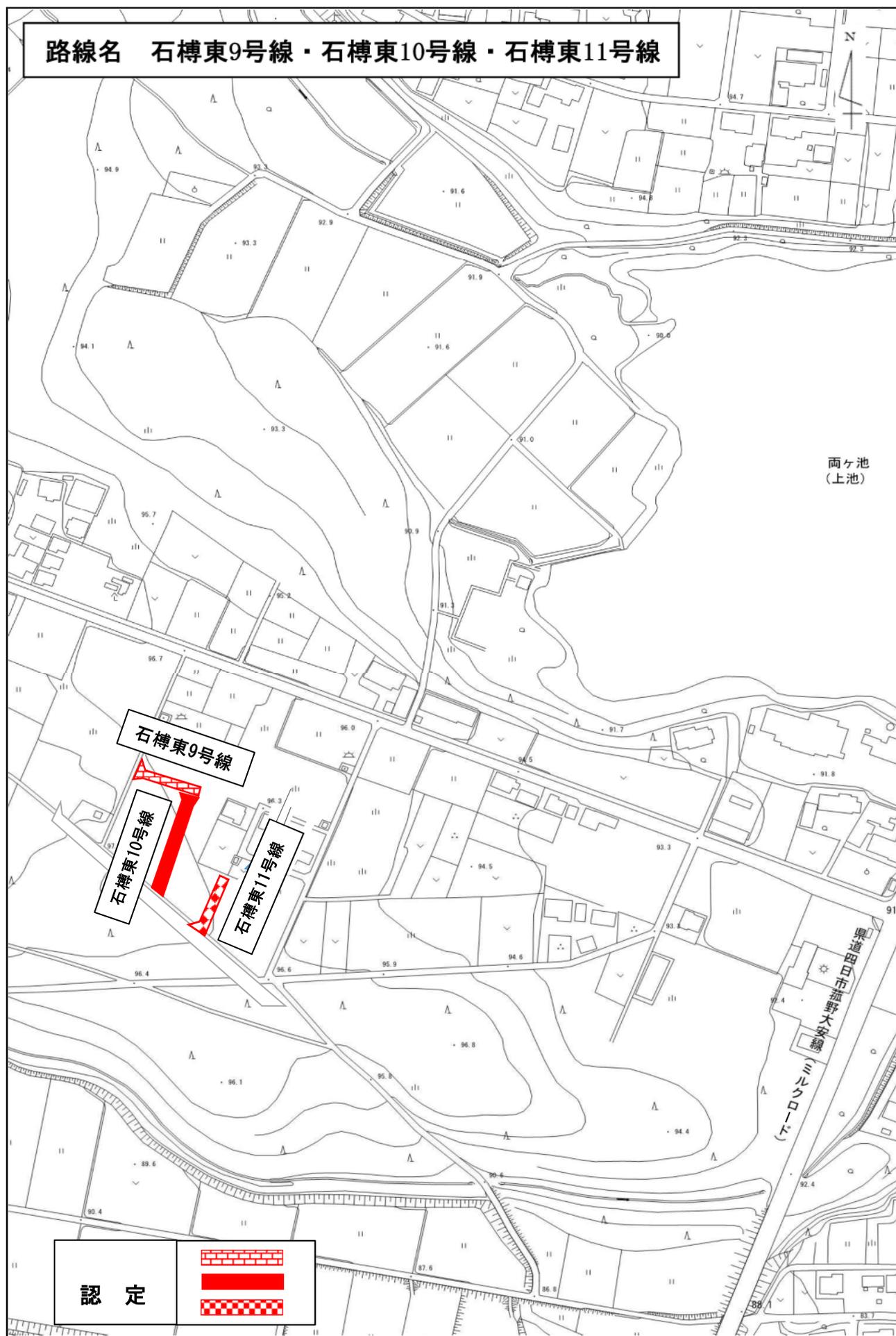
宅地開発によって新設された道路を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案の提出する理由である。

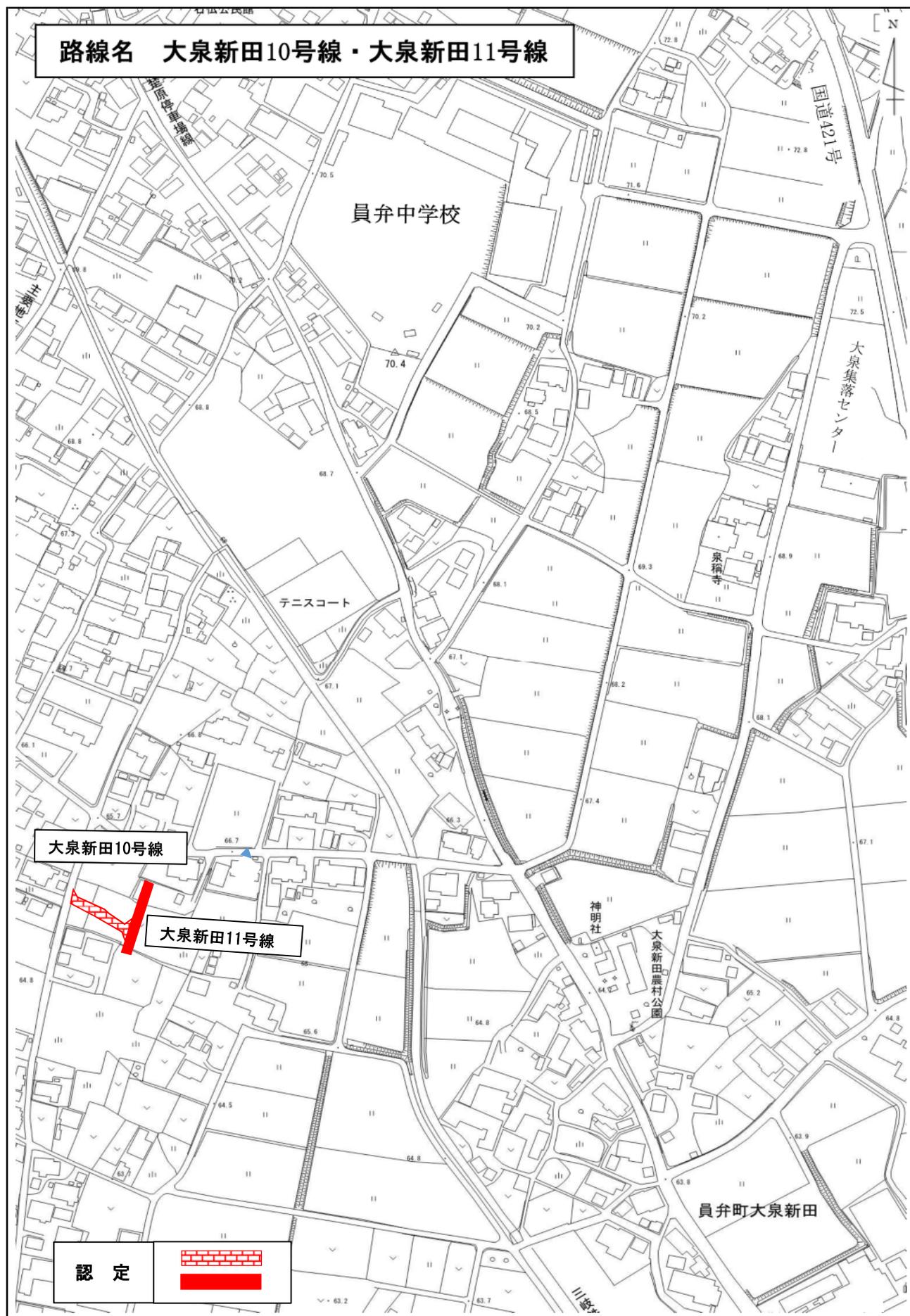
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
石樽東 9 号線	大安町石樽東地内	大安町石樽東地内	
石樽東 1 0 号線	大安町石樽東地内	大安町石樽東地内	
石樽東 1 1 号線	大安町石樽東地内	大安町石樽東地内	
大泉新田 1 0 号線	員弁町畑新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田 1 1 号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	

位置図



位置図



議案第16号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

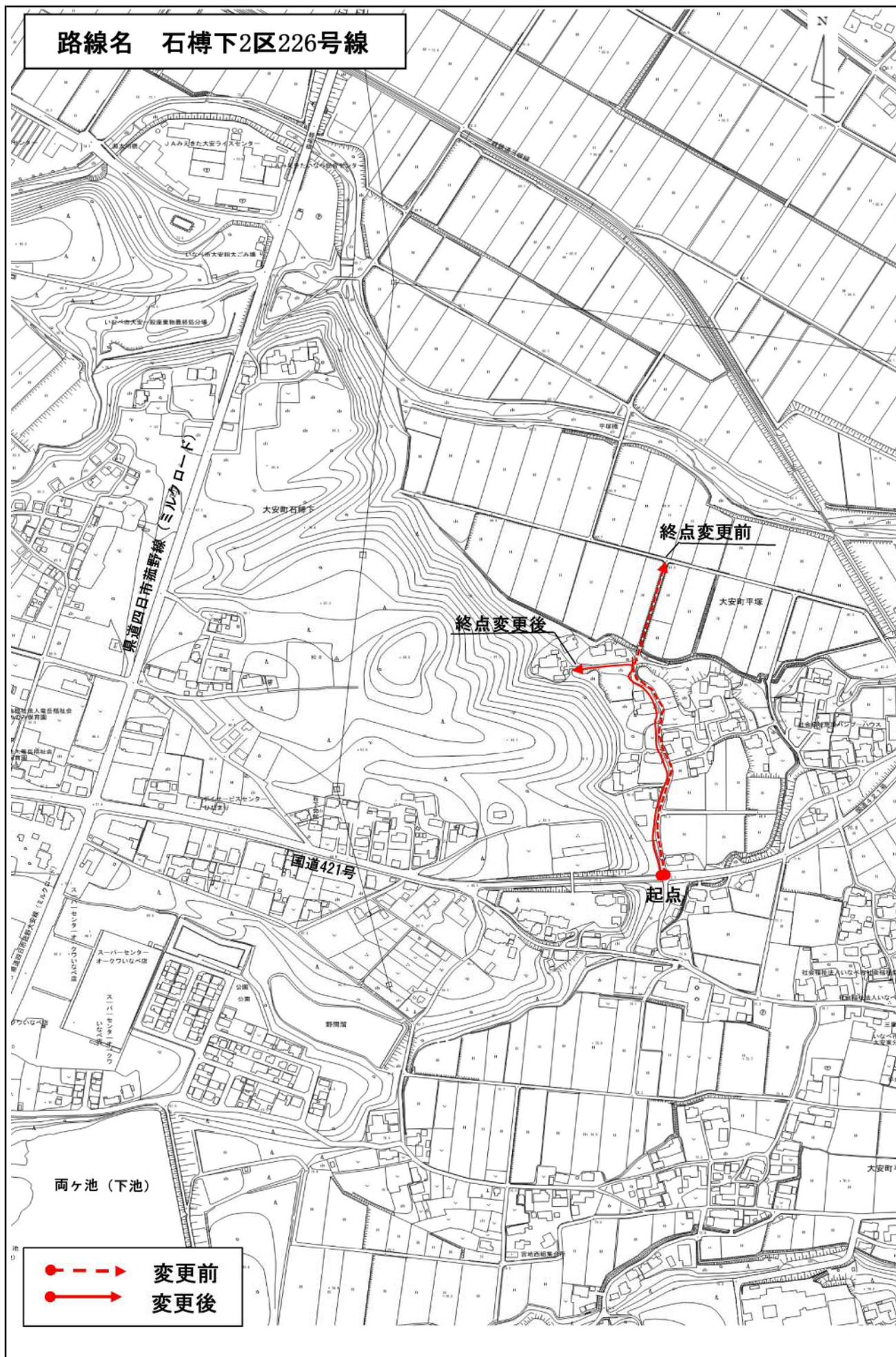
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

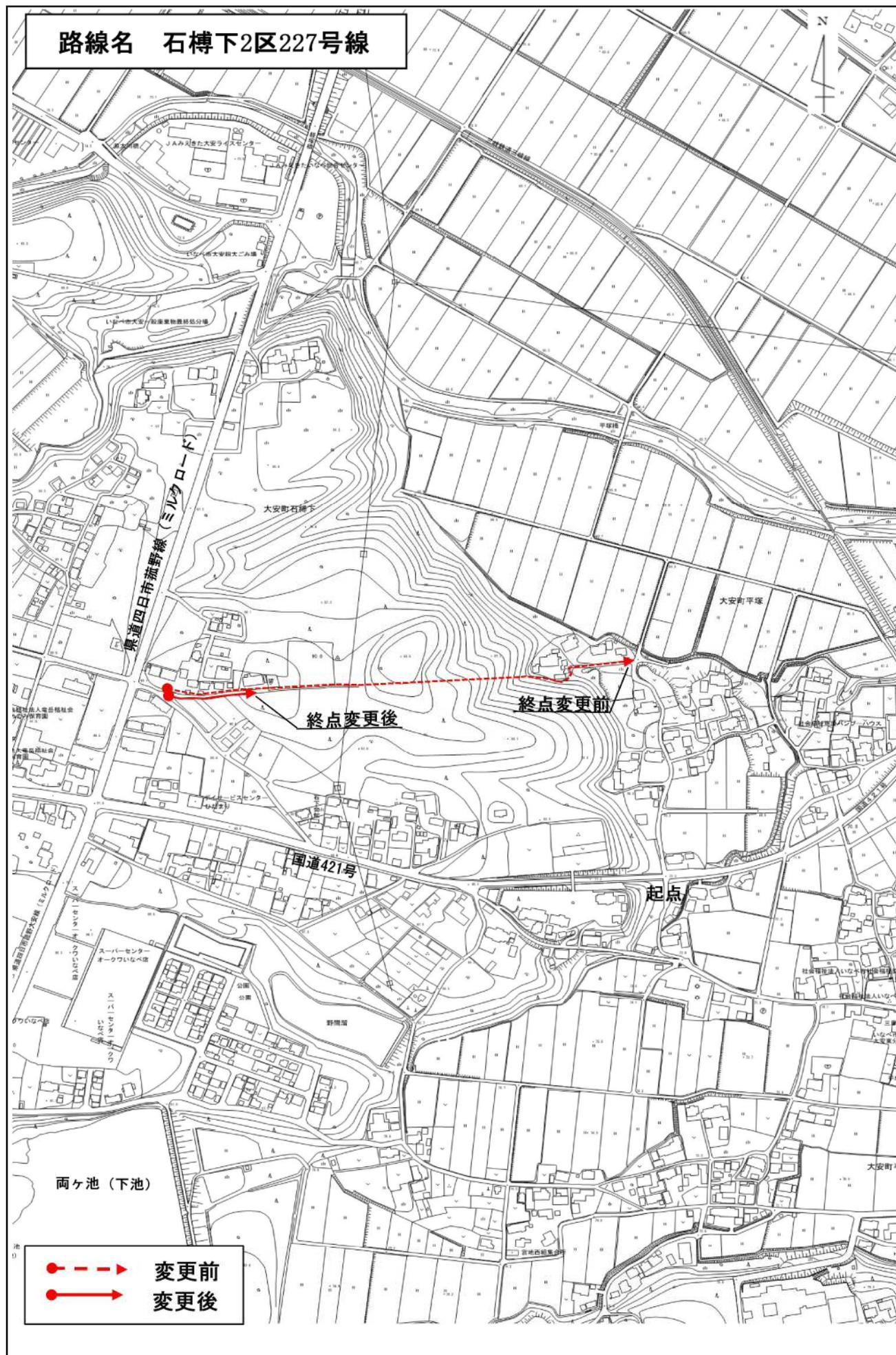
変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
石樽下2区226号線	大安町石樽下地内	大安町平塚地内	
石樽下2区227号線	大安町石樽下地内	大安町平塚地内	

位置図



位置図



議案第17号

いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
高柳2区185号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	

位置図



議案第18号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約を次のように定めることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和6年度から国税として創設される森林環境税は、個人住民税の均等割と併せて市町村が徴収を行うことから、三重地方税管理回収機構が処理する事務に森林環境税に係る滞納整理事業を加える必要があるため、三重地方税管理回収機構規約を変更することに関する関係地方公共団体との協議については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約（平成 16 年三重県指令地振第 04-1021 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

議案第19号

令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第7号）を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第20号

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 2 1 号

令和 5 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別案のと
おり提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 22 号

令和 6 年度いなべ市一般会計予算

令和 6 年度いなべ市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第23号

令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計予算

令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第24号

令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 25 号

令和 6 年度いなべ市介護保険特別会計予算

令和 6 年度いなべ市介護保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第26号

令和6年度いなべ市水道事業会計予算

令和6年度いなべ市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第27号

令和6年度いなべ市下水道事業会計予算

令和6年度いなべ市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和6年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

